

森の里自治会連絡協議会規約（抜粋）

毎月第1土曜日を会議開催日と定め、森の里一、二、三、四、五丁目の会長及び副会長が出席し、開催する。

規約抜粋

（名称）

第1条 本会は、厚木市森の里地区自治会連絡協議会と称する。

（目的）

第3条 本会は、地区住民の福利の増進と住民相互の親睦を図るとともに公正な自治活動を推進し、もって、住民生活の向上及び地区の発展を目的とする。

（以下規約省略）